

# 令和6年度のガス水道本支管工事入札発注方式について

令和6年4月1日以降に入札公告を行うガス水道本支管工事について、入札参加資格要件等を下記のとおり変更します。

## ● 水道工事のみの本支管工事の資格要件変更について

競争性確保のため、設計金額130万円超から1,000万円未満の入札区分における資格要件を変更します。なお、その他の入札区分における資格要件の変更はありません。

### ・入札区分【ガス工事を含む本支管工事】

変更なし

設計金額	土木一式工事格付け	管工事格付け	備考
130万円超 1,000万円未満	不要	不要	「土木一式工事格付けAかつ管工事格付けA」は除く

### ・入札区分【水道工事のみの本支管工事】

変更あり

設計金額	土木一式工事格付け	管工事格付け	備考
130万円超 1,000万円未満	不要	不要	「土木一式工事格付けAかつ管工事格付けA」及び「 <del>土木一式工事格付けBかつ管工事格付けA</del> 」は除く

※ ガス工事を含む本支管工事、水道工事のみの本支管工事共同し資格要件となります。

## ● 現場代理人兼任の緩和について

これまでガス水道本支管工事の現場代理人兼任については2件までとしてきましたが、令和6年4月1日より施工場所が市内で当初契約金額が1件3,500万円未満の工事について、当初契約金額の合計が7,000万円未満で5件まで兼任を認めます。

なお、当初契約金額が1件3,500万円以上の場合は、引き続き対象工事に密接な関係がある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、現場の相互の間隔が10km程度以内の場合に限り、2件まで兼任を認めます。

※ 上越市と同様の内容となります。

## ● 自社施工に関する誓約書の廃止について

元請業者の災害対応能力及び施工能力の維持・向上のため、ガス水道本支管工事における土木工事又は配管工事のいずれかについて自社で施工する旨の誓約書の提出を求めてきましたが、提出を不要とします。

なお、引き続きガス水道本支管工事における土木工事又は配管工事のいずれかについて自社で施工した場合に工事評定で加点します。

※ ガス水道本支管工事に係る上記以外の入札発注方式の変更予定はありません。